○厚生労働省令第七十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語） **第十一条**　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　概算保険料　法第十五条第一項若しくは第二項の労働保険料又は同条第三項の規定により政府が決定した労働保険料をいう。 二　（略） 三　確定保険料　法第十九条第一項若しくは第二項の労働保険料又は同条第四項の規定により政府が決定した労働保険料をいう。	（用語） **第十一条**　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　概算保険料　法第十五条第一項若しくは第二項の労働保険料（法第十五条の二に規定する高年齢者免除額に係る事業（以下「高年齢者免除額に係る事業」という。）にあつては、当該労働保険料の額から労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四十六号。以下「令」という。）第三条に規定する額を減じた額の労働保険料）又は法第十五条第三項の規定により政府が決定した労働保険料をいう。 二　（略） 三　確定保険料　法第十九条第一項若しくは第二項の労働保険料（高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該労働保険料の額から令第四条に規定する額を減じた額の労働保険料）又は法第十九条第四項の規定により政府が決定した労働保険料をいう。
（削る）	（高年齢労働者） **第十五条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める年齢は、六十四歳とする。 2　法第十一条の二の高年齢労働者は、保険年度の初日において前項に規定する年齢以上である労働者とする。
（賃金総額の見込額の特例等） **第二十四条**　（略） 2　法第十五条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） （削る） 五・六　（略） 3　（略）	（賃金総額の見込額の特例等） **第二十四条**　（略） 2　法第十五条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　法第十五条の二に規定する高年齢労働者のうち雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者（以下「短期雇用特例被保険者」という。）及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者（以下「日雇労働被保険者」という。）以外の者に係る法第十五条の二に規定する高年齢者賃金総額の見込額 六・七　（略） 3　（略）
（削る）	（高年齢者賃金総額） **第二十四条の二**　法第十五条の二に規定する高年齢労働者のうち短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者に係る同条に規定する高年齢者賃金総額に千円未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。 2　法第十五条の二の厚生労働省令で定める場合は、当該保険年度の保険料算定基礎額の見込額が、直前の保険年度の保険料算定基礎額の百分の五十以上百分の二百以下である場合とする。